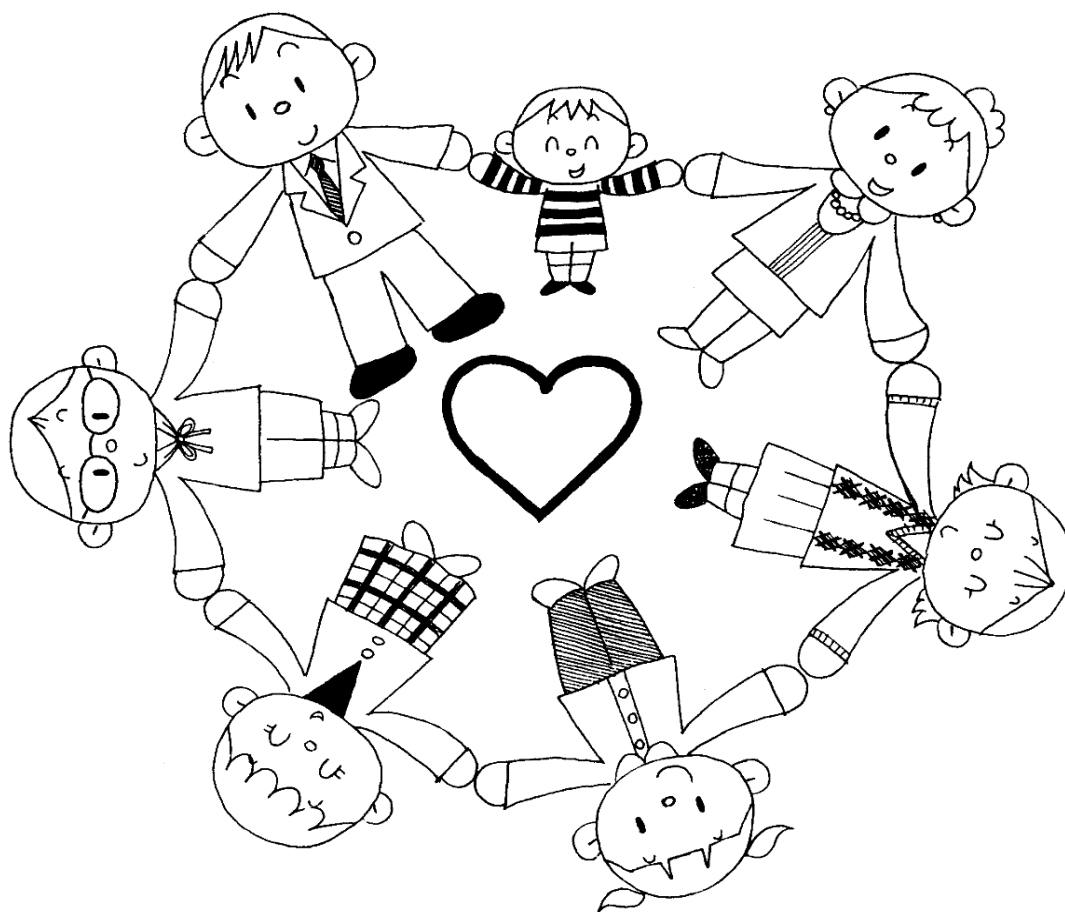


ちほしファミリー・サポート・センター

入会のおてびき



- 業務時間 : 午前9時～午後5時
- 休館日 : 毎週火曜日 (但し火曜日が祝日の場合は次の平日)
年末年始 (12/29～1/3)

〒260-0013

千葉市中央区中央4-5-1

きぼーる6階 子育て支援館内

TEL 043-201-6571

FAX 043-201-6572



ファミサポート
二次元コード

改定日 令和8年3月

・・・ はじめに ・・・

今、社会は少子高齢化の中で、女性の社会進出は目覚ましく、大きな役割を果たしています。一方、核家族化により、子育てをめぐる環境は、だんだん孤立化する傾向にあります。

用事があっても子どもを見てくれる人がいなかったり、残業で保育園に迎えに行けなくて困ったり、たまにはリフレッシュしたいけれど預け先がなかったりと、子育ては大きな悩みの一つともなっています。

そんな時、近くにちょっと子どもを見てくれる人がいたらと思ったことはありませんか？

『 資格はないけれど、何か人の役に立つことをしたい 』

『 子どもが好きだから、何か子どものためになることをしてみたい 』

という方が地域にいらっしゃいます。

ファミリー・サポート・センター(以下「ファミサポ」)は、子育ての援助が必要な方と、子育ての手伝いをしてくださる方を会員登録して双方を結びつけ、地域における子育て支援(相互援助活動)のお手伝いをします。

『 できる時に・できることを・無理をしないで！ 』を合言葉に、

この活動を通じて、人と人が出会いふれあう地域社会をめざしています。

21世紀を担う子どもたちの明るい笑顔を支えるために、皆様方のご理解とご協力をお願いします。



1. 会員について

ちばしファミリー・サポート・センター(以下センター)は会員登録が必要です。(入会金・年会費は無料)登録には、①②③の書類を提出してください。

①	入会申込書	記載例を参考にご記入ください。
②	本人確認書類	運転免許証やパスポート等のコピー。 (氏名・現住所・生年月日が確認できるもの)
③	入会時確認事項 (チェックシート)	各項目を確認の上、チェックと署名をしてください。

会員の名称

依頼会員： 子どもを預けたり、送迎を手伝ってほしい方

提供会員： 子どもを預かったり、送迎の手伝いができる方

両方会員： 依頼会員として子育ての援助をお願いしたり、時には提供会員としてお手伝いすることも可能な方

区分	対象要件
依頼会員	千葉市在住・在勤・在学、または市原市・四街道市在住の方で、 生後3ヶ月から小学校6年生までの子どものいる方。 ※三市連携事業：千葉市、市原市、四街道市の三市間での相互利用
提供会員	・市内在住の心身ともに健康で、地域における子育ての相互援助活動に理解と熱意のある方。 ・センターが実施する基礎研修会・救命講習会を受講できる方。 (年齢・性別・資格等は問いません。)
両方会員	依頼会員・提供会員の各対象要件による。

* 提供会員・両方会員として登録を希望する方は、センターが実施する2日間の基礎研修会(保育・栄養・保健)と救命講習会の受講が必要です。

詳しい日程は、ホームページをご覧ください。

* 依頼会員として登録した後に基礎研修会と救命講習会を受講すると、両方会員として活動していただくことができます。

* この事業は、依頼会員と提供会員の両者の合意によって成立する有償のボランティア活動です。提供会員の可能な範囲での活動の為、必ず援助が受けられるものではありません。

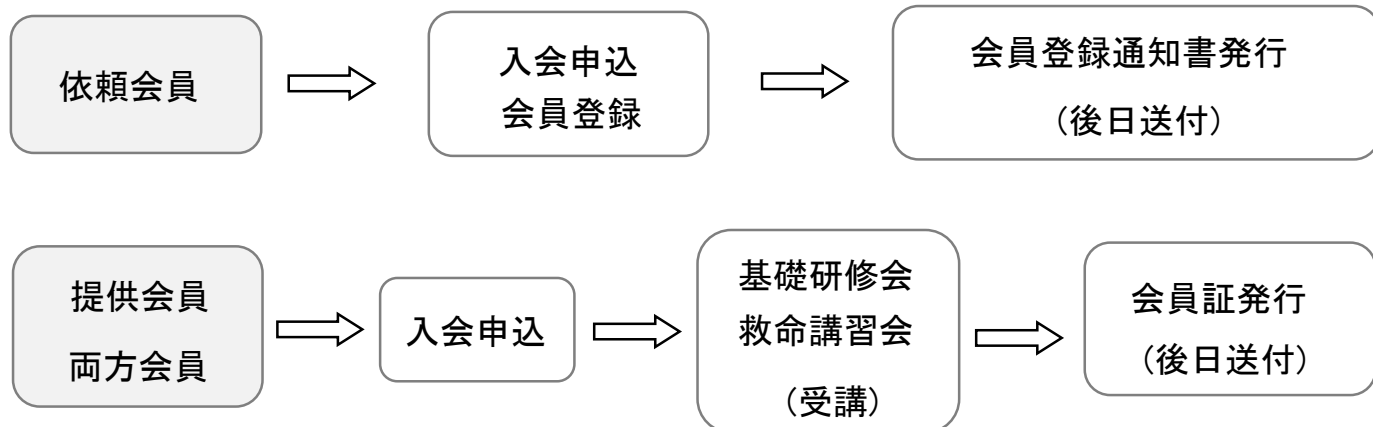
* 申込書の内容に変更(引越し・子どもが生まれた等)が生じた場合、また退会する場合はセンターへご連絡ください。

サブリーダー

センターが提供・両方会員の中から、各区1名ずつサブ・リーダーを選任します。

月1回の会議の参加や交流会や説明会等のお手伝いをしています。

2. 入会のながれ



3. 相互援助活動の活動時間・内容

対象児童	生後3か月から小学校6年生まで
活動時間	午前6時～午後10時 ※宿泊を伴う預かりは行いません。

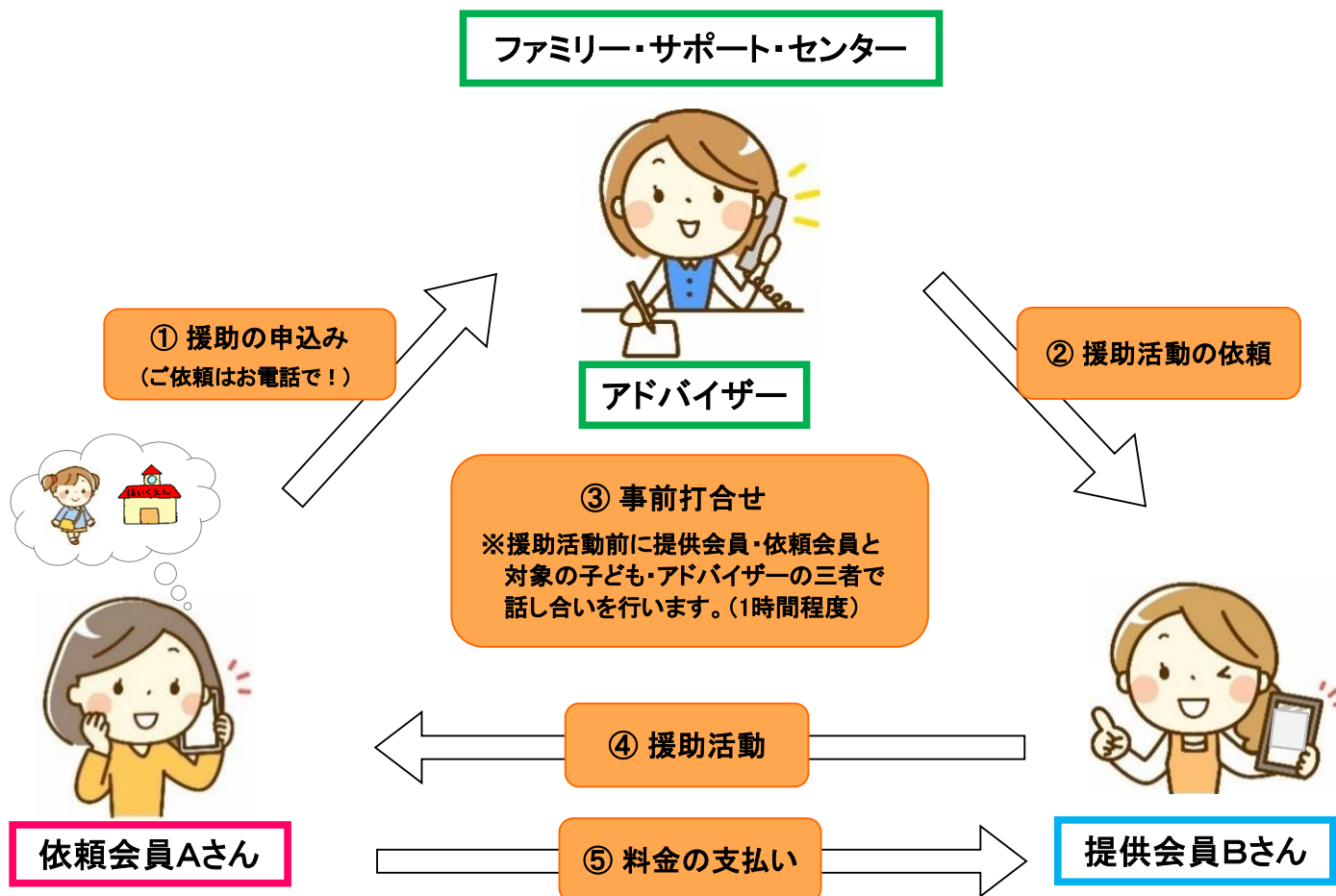


- (1) 保育施設の保育開始前や保育終了後に、子どもを預かります。
- (2) 保護者に代わって、保育施設や小学校などへ送迎を行います。
- (3) 学校行事や保護者会などの出席時に、同伴が難しい兄弟姉妹を預かります。
- (4) 産前・産後に、子どもの送迎や外遊びをお手伝いします。
- (5) 美容院・買い物などリフレッシュ時の外出時に、子どもを預かります。
- (6) 歯医者や検診などの通院時に、子どもを預かります。
- (7) 保護者が仕事などで保育できないときに、一時的に子どもを預かります。
- (8) 提供会員の自宅だけではなく、地域の子育て支援施設でもお預かり可能です。
- (9) 依頼会員宅で預かりや、保護者と一緒に見守りをします。

ファミサポは相互援助活動です。
「ありがとう、助かりました」という感謝の気持ちと
「どういたしまして、またどうぞ」という思いやりの気持ちを
忘れずに、お互いに気持ちよく活動できるようにしましょう！

4. 相互援助活動のしくみ

※初めて依頼する場合、提供会員をお探しするのに10日～2週間程お時間をいただきます。



※ 事前打合せ後は、会員同士で直接やり取りができるようになります。

① 援助の申込み	依頼会員は、依頼内容が決まったら、電話でアドバイザーに申し込みます。
② 相互援助活動の依頼	アドバイザーは、援助可能な提供会員に電話で依頼します。見つかったら、日程調整し事前打合せを行います。
③ 事前打合せ (原則依頼日の3日前まで)	提供会員宅にて事前打合せを行います。 (依頼内容に応じて、依頼会員宅で行う場合があります。) 事前打合せは無料ですが、事前打合せ後に保育園への確認・紹介等が必要な場合は、提供会員に活動費をお支払いください。 また、提供会員が打合せ場所まで移動する際にかかる交通費や駐車場代は、別途依頼会員がお支払いください。
④ 相互援助活動	提供会員は、事前打ち合せの内容に基づいて、相互援助活動を行います。
⑤ 料金支払(受領)	依頼会員は活動終了後、料金を提供会員へ支払います。

アドバイザーとは・・・ファミリー・サポート・センターを運営しています。主に、会員の募集や相互援助活動の調整、研修会・交流会・説明会の開催などを行っています。

5. 安全に活動するためのお願い

ファミサポは、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動です。民間のベビーシッターや子どもを預かるサービスを行う個人事業所とは異なりますので、趣旨をご理解のうえ、活動をお願いします。また、大切なお子様をお預かりしますので、お子様と会員相互が安全に気持ちよく活動するためにも、以下のことをお守りください。

- (1) 相互援助活動によって知り得た会員とその家族の個人情報、他人に漏らさないようお願いします。
- (2) 写真撮影や動画の撮影は、会員同士の合意が必要です。
- (3) 子どもの引き渡しは、**必ず大人から大人への引き渡しが必要です。**子どもが一人になることがないようにお願いします。鍵の預かりもできません。
- (4) 活動日が決まったら、依頼会員が必ずセンターに連絡してください。活動中にケガをして通院した場合は、センターが加入する傷害保険が適用されます。依頼会員からセンターに連絡のない活動は保険の対象になりません。(保険の補償内容は最終ページ参照)
- (5) 援助活動中の物品販売や斡旋、宗教活動、政治活動などは禁止です。

6. 援助活動の範囲について

- (1) 子どもの預かりは、原則として提供会員の自宅で行いますが両会員の合意があれば、自宅以外での預かりも可能です。(例) 依頼会員宅・子育て支援館・公園など
- (2) 病気の子どもの預かりや送迎を行うことはできません。病児・病後児保育施設をご利用ください。(問い合わせ先: 幼保支援課 ☎043-245-5105)
- (3) 飲み薬を預かったり、飲ませたりすることは出来ません。
- (4) 預かった子どもの入浴やシャワーの援助はできません。(入浴後のサポートは可能です)
- (5) 身内同士の活動は、対象となりません。
- (6) 家事援助は行なえません。家事援助については、下記にご相談ください。
(妊娠中から出産後1年未満のご家庭)
エンゼルヘルパー派遣事業(幼保支援課) ☎043-245-5180
※初回利用時は、調整に10日~2週間ほどかかる場合があります。

(その他のご家庭)
シルバー人材センター ☎043-265-0070

7. 活動費・キャンセル料の基準・その他費用

活動費は、依頼会員から提供会員へ、活動終了時にお支払いください。
なお、活動以外に費用がかかる場合は、相互で金額など確認してください。

《 活動費について 》

※相互援助活動のために提供会員が自宅を出てから、自宅に戻るまでの時間

平日 (1時間あたり)			
時間帯	6:00～7:00	7:00～19:00	19:00～22:00
金額	900円	700円	900円
土日祝日・年末年始12/29～1/3 (1時間あたり)			
時間帯	6:00～7:00	7:00～19:00	19:00～22:00
金額	1,000円	900円	1,000円

- * 1回の活動が、1時間に満たない場合は1時間とみなします。
1時間を越えた時は、30分単位の加算となります。
- * 午前7時・午後7時をまたいでの活動は、1時間あたりの活動費が変わります。
7時で一度精算して、7時以降の時間分を加算します。

(例) 平日18:40～20:20までお預かりした場合

$$\frac{700\text{円} \times 0.5\text{時間}}{18:40 \sim 19:00\text{まで}30\text{分とする}} + \frac{900\text{円} \times 1.5\text{時間}}{19:00 \sim 20:20\text{まで}1\text{時間半とする}} = 350 + 1,350 = 1,700\text{円}$$

同一世帯内の2人目からは半額となります。
(ただし、ひとりの提供会員が同日・同時刻帯に活動した場合に限る。)



- * 活動費の算出が分かりにくい場合は、センターへお問い合わせください。

《 キャンセル料について 》

依頼会員がキャンセルした場合は、次の金額をキャンセル料として提供会員に支払います。
(提供会員がキャンセルした場合、キャンセル料は発生しません)

区分	支払額
前日までの取消	無料
当日(開始予定時間まで)	予定活動費の半額
当日(開始予定時間以降)・無断取消	予定活動費の全額

- * キャンセル料はできるだけ早めにお支払いください。

《 食事とおやつについて 》

依頼会員は、下記の料金を目安として提供会員にお支払いください。

区分	【目 安】	
	食事代(1食あたり)	おやつ代(飲み物代含む)
乳幼児・未就学児	250円～	100円～
小学生	350円～	

《 移動費について 》

送迎は基本徒歩ですが、公共交通機関などを使う場合、依頼会員は子どもにかかる移動費及び、提供会員の移動分を切符運賃でお支払いください。

区 分	支払額
タクシー・公共交通機関などを利用した場合	実 費

※経路・時刻表・料金等は、依頼会員が予めお調べください。(事前に提供会員と確認してください。)



提供会員宅を出発



移動費
(依頼会員が負担)



保育園へお迎え

8. その他

《 持ち物など 》

着がえ・オムツ・ミルク・水分補給など、相互援助活動中に必要となるものは、原則として依頼会員が用意してください。やむを得ず提供会員にお願いする場合は、実費をお支払いください。

《 助成について 》

千葉市役所幼保支援課 ☎043-245-5105

○ ちばしファミリー・サポート・センターひとり親家庭等支援事業

千葉市在住の児童扶養手当を受給しているひとり親及び養育者の方等や低所得世帯の方に対する利用料金の一部を助成する制度です。

利用するには、事前登録が必要で、助成条件があります。詳しくはセンターまで。

受給資格については千葉市HPまたは千葉市役所幼保支援課までお問合せください。

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoiiku/shien/fsc-jyosei.html>



○ 幼児教育・保育の無償化

支給認定を受けた方で、無償化の対象になる場合があります。

詳しくは千葉市HPまたは千葉市役所幼保支援課までお問合せください。

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoiiku/shien/documents/faisapo.html>



ファミリー・サポート・センター災害補償制度

1. 提供会員の賠償責任事故

令和3年4月から

補償内容	保険金額(お支払限度額)
「施設が原因で生じる事故」や「業務中の行為が原因で生じる事故」の補償 「つくった物が原因で生じる事故」の補償	[身体・財物共通] 1名・1事故 2億円
提供会員の活動中における業務外個人行為の補償	[身体・財物共通] 1事故 2億円
人格権侵害補償	1事故 2億円
預かり品の補償 ※現金・貴重品などを含む	1事故 1,000万円
訴訟対応費用、初期対応費用、信頼回復広告費用の補填	1事故 1,000万円 被害者見舞費用 身体障害 財物損壊等事故1名10万円 弁護士相談費用1事故5万円
被害者に対する治療費や葬儀費用の補償	1事故 1,000万円 被害者 1名50万円
他人の行為による事故によって被った被害に対する、損害賠償請求を行う場合の弁護士費用や法律相談費用の補償	1事故 100万円
個人情報や法人情報の漏えいなどによる損害の補償	損害賠償金1事故 2億円 各種費用保険金3,000万円

2. 提供会員災害見舞金制度

(1回の事故につき1,000万円を限度)

身体障害 補償	死亡	10万円	
	後遺障害	後遺障害の程度により10万円	
	入院	入院期間が30日以上するとき	10万円
		入院期間が15日以上30日未満するとき	5万円
		入院期間が8日以上15日未満するとき	3万円
		入院期間が8日未満するとき	2万円
	通院	通院期間が15日以上するとき	3万円
通院期間が8日以上15日以下するとき		2万円	
通院期間が8日未満するとき		1万円	
財物損壊 補償	実損害額	10万円以上	10万円
		5万円～10万円未満	5万円
		3万円～5万円未満	3万円
		2万円～3万円未満	2万円
		1万円～2万円未満	1万円
		3千円～1万円未満	3千円
		3千円未満	0円
	支払い限度額		

3. 提供会員傷害補償(1名あたり)

死亡保険金	700万円
後遺障害保険金	21万円～700万円
入院保険金(日額)	4,500円
通院保険金(日額)	2,000円

4. 依頼会員のお子さま・行事参加者の傷害補償(1名あたり)

死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	15万円～500万円
入院保険金(日額)	3,000円
通院保険金(日額)	2,000円